

労働組合の存在意義を 議論し交流しました！

4月24日、分会は大阪第一運輸所分会、新幹線関西地本と共にJM1U（全日本金属情報機器労働組合）・津田電気労働組合の皆さんとの交流を開催しました。

津田電気労働組合の仲間の皆さんの闘った裁判は、60歳以降の再雇用を会社側の差別的な査定評価によって認められなかった原告組合員が会社側を相手取り2010年9月に大阪地裁で、2011年3月に大阪高裁で勝訴しました。会社側は上告しましたが昨年11月29日、最高裁が会社側の上告を棄却し原告組合員の主張を認める勝利判決を言い渡しました。

まさに、JR東海会社が行っている「再雇用拒否につながる恣意的な期末手当の減額」を不当な評価としている内容が労働組合破壊に利用されている現実と同じ攻撃が現れているとして議論しました。改正高齢法で義務付けられた雇用確保措置の一つである継続雇用制度は、希望者全員雇用が原則であるにもかかわらず、例外的な制度であるはずの対象者選定制度の選定基準・経過措置が組合差別など恣意的になされている現実は全国でも使用者側による多くの継続雇用拒否の問題として起きています。

そういった攻撃を跳ね返すのは職場から創意工夫し粘り強く闘うことにより突破できるという自信と確信を交流によって学びました。また、平和憲法を改悪しようとする動きに対しても、平和を守るために共に奮闘していくことも話し合いました。

今後も私たちは、職場で発生する問題にも他労組の皆さんの声を聞き共に働きやすい職場を創るために奮闘していきます。

